

○周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則

平成16年10月1日

規則第159号

改正 平成21年2月10日規則第1号

平成22年3月1日規則第3号

平成23年6月20日規則第16号

平成23年10月20日規則第22号

平成24年3月9日規則第14号

平成25年12月25日規則第34号

平成27年3月30日規則第16号

平成27年12月25日規則第36号

平成28年6月27日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例(平成16年周防大島町条例第192号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(町営住宅等入居者の資格、入居の申込み及び入居者の決定)

第2条 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度であるもの

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律施行令(昭25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度であるもの

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。)でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)

む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
イ 配偶者暴力防止法等第10条第1項(配偶者暴力防止法等第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立を行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 条例第6条第1項第2号アに規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 障害者基本法第2条第1項に規定する障害者でその障害が次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 身体障害 前項第2号アに規定する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 前項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者

(3) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

3 条例第8条第1項の規定による町営住宅等入居申込書は、様式第1号によるものとする。

4 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申込書に個人番号を記載した場合はこの限りではない。

(1) 入居しようとする親族全員の住民票の写し

(2) 所得(条例第6条第2号に定める所得をいう。以下同じ。)を証する書類

(3) 前年度分の納税証明書

(4) 入居後に婚姻の予定(入居から3月以内)がある場合は同居誓約書(様式第2号)

(5) その他町長が必要と認める書類

5 条例第8条第2項の規定による通知は、町営住宅等入居決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(入居補欠通知書等)

第3条 町長は、条例第10条第1項の規定により入居補欠者を決定したときは、その旨を町営住宅等入居補欠通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、条例第10条第2項の規定により入居補欠者のうちから入居者を決定したときは、その旨を町営住宅等入居決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(入居誓約書及び請書)

第4条 第2条第5項の規定により、町長が町営住宅の入居者として決定した者(以下「入居者」という。)は、条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人の連署した請書(様式第5号)及び条例第11条第1項第2号に規定する入居誓約書(様式第6号)を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が条例第11条第1項第1号に規定する資格を欠くに至ったとき、又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに同号に規定する資格を備えている連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 入居者は、連帯保証人の住所、氏名、又は勤務先に変更が生じたときは、遅滞なく連帯保証人住所(氏名・勤務先)変更届(様式第8号)に変更を証する書類を添付して町長に届け出なければならない。なお、個人番号を記載しない場合は、変更を証する書類を添付しなければならない。

(入居手続延期申請書)

第6条 条例第11条第2項の規定により入居手続延長の手続きをしようとするときは、町営住宅等入居手続延期申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対して承認をしたときは、その旨を町営住宅等入居手続延期承認通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(入居可能日の通知)

第7条 条例第11条第5項の規定による通知は、入居可能日通知書(様式第11号)によるものとする。

(同居の承認)

第8条 条例第12条の規定により、同居を認められた親族以外の親族を同居させようとする者は、町営住宅等同居承認申請書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅等同居承認通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(世帯員変更届)

第9条 入居者は、入居者又は同居を認められた親族(前条第2項の規定により同居の承認を受けたものを含む。以下同じ。)に出産、死亡又は転出の事実があったときは速やかに世帯員変更届(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(氏名変更届)

第10条 入居者は、婚姻その他の理由によりその氏名を変更したときは、速やかに入居者氏名変更届(様式第15号)を町長に提出しなければならない。

(入居の承継)

第11条 条例第13条の規定により、入居の承継の承認を受けようとするときは、当該承認の理由となるべき事実の発生後30日以内に町営住宅等入居承継承認申請書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。なお、個人番号を記載しない場合は、承継の理由となるべき事実を証する書類を添付しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅等入居承継承認通知書(様式第17号)により通知するものとする。

(利便性係数)

第12条 条例第14条第2項の規定による数値(以下「利便性係数」という。)は、別表第1のとおりとする。

(収入申告)

第13条 条例第15条第1項及び第2項の規定による町営住宅収入申告書は、様式第18号によるものとする。

(家賃の通知等)

第14条 条例第15条第3項の規定による収入の額、家賃、期間、その他必要な事項の通知は、毎年、家賃等通知書(様式第19号)及び住宅家賃納入通知書(様式第19号—1)により行うものとする。

2 条例第15条第4項の規定による収入の再認定の請求は、町営住宅等収入再認定申請書(様式第20号)に個人番号を記載しない場合、町長の指定する収入に関する書類を添付して行わなければならない。

3 町長は、前項の請求に基づき、収入の再認定をしたときは、家賃等変更通知書(様式第21号)及び住宅家賃変更納入通知書(様式21号—1)により通知するものとする。

(連帯保証人への通知)

第15条 町長は、条例第18条の納期限までに納付しない者があるときは、これを連帯保証人に通知することができる。

(敷金の納付及び還付手続)

第16条 町長は、条例第19条第1項の規定により敷金を徴収し、町営住宅等敷金預り証(様式第22号)を交付する。また、条例第19条第3項ただし書の規定により敷金のうちから未納の家賃等又は損害賠償金を控除して、残金が生じたときは、当該残金に敷金控除明細書(様式第22号—1)を添付して還付するものとする。

(共益費)

第17条 条例第22条第2項の規定による共益費は別表第2に掲げる額とする。

(長期不使用届)

第18条 条例第25条の規定により、長期不使用の届出をしようとするときは、町営住宅等を使用しなくなる日の5日前までに町営住宅等不使用届(様式第23号)により、町長に届け出なければならない。

(用途変更の承認)

第19条 条例第27条ただし書の規定により、用途変更の承認を受けようとするときは、町営住宅等用途変更承認申請書(様式第24号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅等用途変更承認通知書(様式第25号)により通知するものとする。

(模様替等の承認)

第20条 条例第28条第1項ただし書の規定により、模様替又は増築の承認を受けようとするときは、町営住宅等模様替(増築)承認申請書(様式第26号)に模様替又は増築に係る設計図書を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅等模様替(増築)承認通知書(様式第27号)により通知するものとする。

(収入超過者の認定等)

第21条 条例第29条第1項の規定による通知は、町営住宅等収入超過者認定通知書(様式第28号)によるものとする。

2 条例第29条第2項の規定による通知は、町営住宅等高額所得者認定通知書(様式第29号)によるものとする。

3 条例第29条第3項の規定による再認定の請求及び更正は、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(明渡届)

第22条 入居者が条例第40条第1項の規定により、明け渡しをしようとするときは、町営住宅等明渡届(様式第30号)により、町長に届出なければならない。

(明渡請求)

第23条 入居者が条例第41条第1項の規定に違反した場合は、町長は入居者に対して町営住宅明渡請求通知書(様式第31号)により通知することができる。

(立入検査)

第24条 条例第55条第3項に規定する身分を示す証票は、様式第32号によるものとする。

(敷地の目的外使用)

第25条 条例第56条の規定により、町営住宅等の用に供されている土地の一部を目的外使用をしようとする者は、町営住宅等敷地目的外使用許可申請書(様式第33号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、住宅の管理上支障がないと認められる場合に限り、町営住宅等の用に供されている土地の一部の目的外使用を認める。

3 町長は、条例第56条の規定により、町営住宅等の用に供されている土地の一部の目的外使用を許可する場合には、町営住宅等敷地目的外使用許可通知書(様式第34号)により通知するものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久賀町営住宅条例施行規則(平成12年久賀町規則第12号)、大島町営住宅管理条例施行規則(平成9年大島町規則第33号)又は橘町営住宅及び一般住宅条例施行規則(平成9年橘町規則第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年2月10日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月1日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月20日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月20日規則第22号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月9日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則第2条第1項第1号及び同条第2項第3号の規定の適用については、平成28年4月1日までの間、昭和31年4月1日以前に生まれた者が満60歳に達していない場合においても当該条件を具備する者とみなす。

附 則(平成25年12月25日規則第34号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日規則第36号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年6月27日規則第27号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

区分	名称	利便性係数
町 営	西ヶ原住宅	0.7
	山下浜住宅	0.7

住 宅	砂田住宅	0.7
	新開青木住宅	0.7
	新開団地住宅	0.755
	洲崎漁民住宅	0.7
	八幡住宅	0.755
	向津原下住宅	0.7
	向津原上住宅	0.7
	赤松住宅	0.7
	中塚住宅	0.7
	第二中塚住宅	0.7
	蔵本住宅	0.7
	瀬戸第一住宅	0.7
	瀬戸第二住宅	0.7
	五反田住宅	0.7
	小方住宅	0.7
	小田住宅	0.7
	峠の下住宅	0.7
	西方住宅	0.7
	外入住宅	0.7
	船越住宅	0.7
	平野住宅	0.7
	伊保田住宅	0.7
	栄住宅	0.7
古城住宅	0.7	
西浦住宅	0.7	
和戸住宅	0.755	

	真宮住宅	0.7
	庄南住宅	0.7
	おれんじヒルズ	0.755
	日良居住宅	0.7
一般住宅	長崎西住宅	0.7
	伊保田住宅	0.7
	栄住宅	0.7
	古城住宅	0.7
	西浦住宅	0.7
	庄南住宅	0.7
	大泊住宅	0.7

別表第2(第17条関係)

区分	建設年度	種別構造	建設戸数	1戸当たりの共益費(月額)	備考
町営住宅	平成元年度	中層耐火構造3階建	13戸	3,000円	八幡住宅
	平成3年度	中層耐火構造3階建	13戸	3,000円	八幡住宅
	平成4年度	中層耐火構造3階建	13戸	3,000円	八幡住宅
	平成6年度	中層耐火構造3階建	18戸	4,000円	新開団地住宅
	平成7年度	中層耐火構造3階建	12戸	4,000円	新開団地住宅
	平成10年度	中層耐火構造3階建	4戸	4,000円	新開団地住宅

	平成11年度	中層耐火構造3階建	15戸	5,000円	新開団地住宅
	平成13年度	中層耐火構造3階建	9戸	3,000円	八幡住宅
一般住宅	昭和55年度	木造平屋建	1戸	6,000円	長崎西住宅
	平成9年度	耐火構造2階建	4戸	2,500円	伊保田住宅

様式第1号（第2条関係）

町営住宅等入居申込書						年 月 日	
周防大島町長		様		申込者 住所 氏 名		Ⓔ	
入居希望住宅		住宅 第 号					
申 込 者	郵便番号	〒	自 宅 電話番号	— —			
	住 所	様方・荘・アパート 号室					
	フリガナ 氏 名	氏	名	生年月日	年 月 日		
	住宅に入居しようとする人数 (申込者を含む。)		人	居住年数	年	申込者の年齢 満 歳	
<p>私は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例に基づく町営住宅等を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。 なお、下記に該当する場合、入居申込を無効とされても、異議ないことを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この申込書の記載内容が事実と相違するとき ・入居資格がない場合 ・申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 第2条第6号に規定する暴力団員である場合 <p>※暴力団員に該当するか否かについて、町において警察に照会します。</p>							
住宅に入居しようとする世帯（親族の構成）							
氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日 (満年齢)	職 業	年 収 額		勤 務 先 ・ 事 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称
個人番号					総 収 入 A	所 得 B	
-----	本 人	男 女	年 月 日 (歳)		円	円	所 在 地 名 称 電 話
-----		男 女	年 月 日 (歳)				所 在 地 名 称 電 話
-----		男 女	年 月 日 (歳)				所 在 地 名 称 電 話
-----		男 女	年 月 日 (歳)				所 在 地 名 称 電 話
-----		男 女	年 月 日 (歳)				所 在 地 名 称 電 話
計	人				(B) の 合計額	円	申込者又は同居親族の所得税法 上の扶養親族のうち入居しない 者の数（遠隔地扶養）
あなたの世帯員の中で特別控除を受ける人がいる場合には、下欄に記入してください。（障害者は障害の程度を記入してくだ さい。）							
氏 名	老人扶養親族等	寡婦（夫）	障害者又は 特別障害者	障害の程度	(受付印)		
				種 級 度			
				種 級 度			

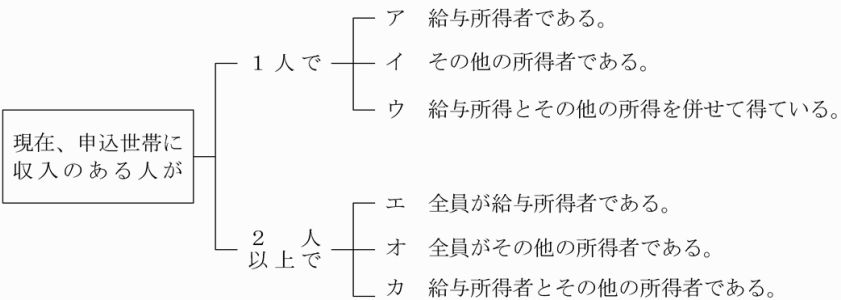
(裏)

あなたの現在お住まいの住宅について、ご記入ください。(該当記号に○印)

①世帯員数	人	②持家・借家・間借り・その他()	
③部屋数	1DK・2DK・3DK以上	④畳数計(板の間を含む。) 畳	
⑤炊事場	専用・共用	⑥便所 専用・共用	⑦風呂 専用・共用
⑧立退き要求	有・無	⑨家賃・部屋代	円
⑩住宅の所有者 住所		氏名	
現住所位置図(付近の目立ちやすい目標を書いてください。)			
N			
+			

現在のあなたの世帯の収入を確かめてください。

該当する記号のいずれかを○で囲んでください。



様式第2号(第2条関係)

同居誓約書

年 月 日

周防大島町長 様

入居者住所
氏名 ㊟
同居予定者住所
氏名 ㊟

年 月 日に申し込んだ町営住宅入居申込書に関して、入居から3月以内に同居予定者と下記理由により同居することを誓約するとともに、周防大島町営住宅及び一般住宅条例を順守することを誓約します。

なお、入居から3月以内に同居予定者と婚姻しなかった場合は、住宅の明け渡しを含め、いかなる措置を行われても、異議を申し立てません。

記

同居理由(婚姻等)

様式第3号（第2条関係）

町営住宅等入居決定通知書

第 年 月 号
日

様

周防大島町長

㊟

下記のとおり町営住宅等の入居者として決定いたします。

記

住 宅 名 ・ 番 号	周防大島町営 住 宅 第 号
家 賃	月 額 円
敷 金	

様式第4号（第3条関係）

町営住宅等入居補欠通知書

第 年 月 日 号

様

周防大島町長

㊟

下記のとおり町営住宅等の入居補欠者として決定いたします。

記

住 宅 名 ・ 番 号	住 宅 第 号
補 欠 順 位	人 中 第 番 目
補 欠 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
※ 入居決定者が入居を辞退等した場合、上記の補欠順位に従い入居を決定する。 ただし、補欠期間を経過した場合は再募集とする。	

様式第5号（第4条関係）

（表）

請	書
周防大島町長	年 月 日
様	
<p>入居者は、入居中は周防大島町営住宅及び一般住宅条例を堅く遵守し家賃を指定期日までには滞りなく納付いたします。</p> <p>連帯保証人は、入居者と連帯して家賃等その他債務を負担し、万一入居者が家賃等を滞納した場合は、直ちに入居者に代わり家賃を支払います。</p>	
記	
住 宅 家 賃	月額 円
住 宅 所 在 地	山口県大島郡周防大島町大字 番地
住 宅 名	周防大島町営 住宅 第 号
入居者現住所	〒
入居者氏名 生 年 月 日	Ⓜ 年 月 日
連帯保証人現住所	〒
	電話番号
連帯保証人氏名 生 年 月 日	Ⓜ 年 月 日
連帯保証人個人番号	
連帯保証人職業	収入 円
連帯保証人勤務先	
連帯保証人現住所	〒
	電話番号
連帯保証人氏名 生 年 月 日	Ⓜ 年 月 日
連帯保証人個人番号	
連帯保証人職業	収入 円
連帯保証人勤務先	
<p>* 記入上の注意</p> <p>1 入居者、連帯保証人とも実印を押印し、印鑑証明書をそれぞれ1通添付すること。</p> <p>2 連帯保証人は、原則として周防大島町に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の所得のある人とする事。</p> <p>3 連帯保証人が個人番号を記載しない場合は、所得証明書・納税証明書を添付してください。</p>	

(裏)

《遵守事項》

() 記載は周防大島町営住宅及び一般住宅条例です。

- 1 家賃は、毎月末日までに町指定金融機関に納入すること。(第17条)
- 2 入居者は、毎年7月末日までに収入の申告をし、収入額の認定を受けること。(第15条)
- 3 入居者は、収入超過者と認定された場合、町営住宅を明け渡すよう努め、近傍同種の家賃以下を納入すること。(第30条、第31条、第32条、第33条)
- 4 入居者は、家賃を延滞し、又は周防大島町営住宅及び一般住宅条例及びこれらに基づく規則、指令・命令並びに誓約事項を遵守しないときは町営住宅を明け渡すこと。(第41条)
- 5 入居者は、住宅及びその他を変更し、又は滅失・き損しないこと。ただし、町長の承認を得て変更したときは、明け渡しするとき入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。(第28条)
- 6 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。(第24条)
- 7 入居者は、町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届出をすること。(第25条)
- 8 入居者は、町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。(第26条)
- 9 入居者は、町営住宅を居住のみの目的として使用しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、居住目的に使用しつつ当該町営住宅等の一部を居住以外の用途に併用することができる。(第27条)
- 10 入居者は、当該住宅の入居の際に認められた者以外を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。(第12条)
- 11 入居者は、入居の際届け出た連帯保証人が死亡し、失業し、転出したときは、連帯保証人を変更し、連帯保証人変更届を提出しなければならない。(規則第4条第1項)
- 12 入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに町長に申し出て、町長の指定する者の明け渡し検査を受けなければならない。また、使用に伴い滅失し、又はき損した部分については、原状に回復しなければならない。(第40条)
- 13 次の費用は、入居者の負担とする。(第21条、第22条)
電気・ガス・水道の使用料、汚物及びごみの処理に要する費用、共同施設又は汚水処理施設の維持管理に要する費用、畳の表替え、障子・襖の張替え、ガラスの入替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕。
- 14 犬、猫、鶏等動物の飼育は禁じます。

様式第6号（第4条関係）

入居誓約書

年 月 日

周防大島町長 様

入居者 住 所
氏 名 ㊟

周防大島町営 住宅 号に入居するに当たり、周防大島町営住宅及び一般住宅条例等を順守することを誓約します。

また、退去時においては、入居期間にかかわらず、畳の表替え及び襖の張替え等（専門業者による）を行った後に、住宅を明け渡すことを誓います。

なお、特に下記事項に違反した場合は、住宅の明け渡しを含め、いかなる措置を行われても、異議を申し立てません。

- ア 不正の行為により入居したとき。
- イ 家賃を3箇月以上滞納したとき。
- ウ 町営住宅を故意にき損したとき。
- エ 正当な理由がなく15日以上住宅を使用しないとき。
- オ 住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を譲渡したとき。
- カ 無断で用途の変更を行ったとき。
- キ 無断で模様替え、又は増築を行ったとき。
- ク 無断で当初入居者以外を入居させたとき。
- ケ 入居者が負担すべき費用を負担しなかったとき。
- コ 保管義務に違反したとき。
- サ 無断で入居の承継をしたとき。
- シ 住宅内で動物の飼育を行ったとき。
- ス 周辺の環境を乱したり、他に迷惑を及ぼしたとき。
- セ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

様式第7号(第5条関係)

(表)

連 帯 保 証 人 変 更 届				
年 月 日				
周防大島町長 様				
〔 〕 住 宅 第 号				
入居者氏名 ㊟				
私は、下記のとおり、新たに連帯保証人を定めましたので、お届けします。				
記				
新 連 帯 保 証 人	住 所	〒		
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	職 業		収 入	月 収 円
	勤 務 先 又 は 事 業 所	(所在地) (名 称)		
連帯保証人変更の理由				

(裏)

保 証 書

年 月 日

周防大島町長 様

私は、入居者 と連帯して、入居者の下記住宅の入居により生じた住宅家賃等その他の債務を負担します。
万一入居者が家賃等を滞納した場合は、直ちに入居者に代わり家賃等を支払います。

記

住 宅 家 賃	月額	円
住 宅 所 在 地		
住 宅 名	住宅	号

入 居 者 現 住 所	〒
入 居 者 氏 名 生 年 月 日	印 年 月 日

連 帯 保 証 人 現 住 所	〒	電話番号	
連 帯 保 証 人 氏 名 生 年 月 日	印 年 月 日		
連帯保証人個人番号			
連 帯 保 証 人 職 業	収入	円	
連 帯 保 証 人 勤 務 先			

連 帯 保 証 人 現 住 所	〒	電話番号	
連 帯 保 証 人 氏 名 生 年 月 日	印 年 月 日		
連帯保証人個人番号			
連 帯 保 証 人 職 業	収入	円	
連 帯 保 証 人 勤 務 先			

* 記入上の注意

- 1 入居者、連帯保証人とも実印を押印し、印鑑証明書をそれぞれ1通添付すること。
- 2 連帯保証人は、原則として周防大島町に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の所得のある人とする。
- 3 連帯保証人が個人番号を記載しない場合は、所得証明書・納税証明書を添付してください。

様式第8号(第5条関係)

連帯保証人住所(氏名・勤務先)変更届

年 月 日

周防大島町長 様

[] 住宅 第 号

入居者氏名 ㊟

下記のとおり、連帯保証人の住所・氏名・勤務先を変更しましたのでお届けします。

記

変更のあった期日	年 月 日		
旧 住 所		新 住 所	
旧 氏 名		新 氏 名	
旧 勤 務 先		新 勤 務 先	
個 人 番 号			
変 更 の 理 由			

- 備考1 個人番号を記載しない場合は、住民票の写し(続柄が記載されているもの)を提出してください。
- 2 個人番号を記載した場合でも氏名変更を確認できないときは、戸籍謄(抄)本を提示してください。

様式第11号（第7条関係）

入居可能日通知書

第 年 月 日 号

_____様

周防大島町長 ㊟

下記のとおり町営住宅の入居可能日を通知いたします。

記

住宅名・番号	周防大島町営 住宅第 号
入居可能日	年 月 日 より

※ 周防大島町営住宅及び一般住宅条例第11条第6項の規定により、上記入居可能日より15日以内に入居してください。

(裏)

現居住世帯員の構成					
氏名	続柄	生年月日 (年齢)	年収 円	職業・勤務先	個人番号
	本人 (入居者)	年月日 (歳)			
		年月日 (歳)			
		年月日 (歳)			
		年月日 (歳)			
		年月日 (歳)			
		年月日 (歳)			
		年月日 (歳)			
計	人				
入居者の 勤務先又は 事業所	(所在地) (名称)	電話 () —			

備考1 現居住世帯員は、入居及び同居の許可を受けている者を記入してください。

様式第13号 (第8条関係)

町営住宅等同居承認通知書

第 年 月 日 号

[] 住宅 第 号

_____ 様

周防大島町長 ㊟

下記のとおり同居を許可します。

記

同居を許可する世帯員	氏 名	続 柄	生 年 月 日	期限付同居の許可のときの終期
現に居住している世帯員数			人	

同居許可の条 件	周防大島町営住宅及び一般住宅条例、周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守り、住宅返還の場合は同居者も同時に退去させること。
----------	--

様式第14号（第9条関係）

世帯員変更届

年 月 日

周防大島町長

様

[] 住宅 第 号

入居者氏名 _____ ㊞

下記のとおり世帯員に変更がありましたので、お届けします。

記

変更のあった期日 年 月 日		変更の理由 死亡・転出・転入・出生・その他（ ）	
変更した世帯員の氏名	入居者 との続柄	生 年 月 日	個人番号
フリガナ -----		年 月 日	
-----		年 月 日	
-----		年 月 日	
-----		年 月 日	

備考 個人番号を記載しない場合は、下記書類を添付してください。

- 1 出生の場合は、住民票を添えてください。
- 2 同居者の氏名変更の場合は、変更の事実が分かるものを添えてください。

様式第15号（第10条関係）

入居者氏名変更届

年 月 日

周防大島町長 様

[] 住宅 第 号

入居者氏名 _____ ㊟

下記のとおり氏名に変更がありましたので、お届けします。

記

変更のあった期日	年 月 日		
旧 氏 名		新 氏 名	
個 人 番 号			
変 更 の 理 由			

- 備考1 個人番号を記載しない場合は、住民票の写しを提出してください。
2 個人番号を記載した場合でも氏名変更を確認できないときは、戸籍謄（抄）本を提出してください。

様式第16号（第11条関係）

（表）

町営住宅等入居承継承認申請書					
周防大島町長			様	年 月 日	
住 宅 名		番 号	号		
住 宅	〒 周防大島町大字				電話（ ） —
住宅入居許可年月日	年 月 日				
フ リ ガ ナ					
入 居 者 氏 名 (被 承 継 人)					実印
個 人 番 号					
フ リ ガ ナ					
申 請 者 氏 名 (承 継 人)					Ⓜ
個 人 番 号					
上記住宅の入居の承継をしたいので、承認の申請をします。					
入居者と申請者の続柄					
承継の理由	1 死亡（ 年 月 日）		3 その他		
	2 離婚（ 年 月 日）		（ ）		
承 継 後 の 居 住 世 帯 員 構 成					
氏 名 個 人 番 号	承 継 人 と の 続 柄	生 年 月 日 (歳)	職 業 ・ 年 勤 務 先	収 入 円	使用 (同居) 許可年月日
.....		年 月 日 (歳)			年 月 日
.....		年 月 日 (歳)			年 月 日
.....		年 月 日 (歳)			年 月 日
.....		年 月 日 (歳)			年 月 日
.....		年 月 日 (歳)			年 月 日
計	人				
備考1 個人番号を記載しない場合、入居者（被承継人）及び申請者（承継人）世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）を提出してください。ただし、入居者と申請者との続柄及び入居者の死亡、転出等の事実がその住民票で確認できない場合は、別に当該事実を証明する書類を提出してください。					
2 入居者氏名欄には、実印を押してください。ただし、実印を押印できない場合は申請者と連帯保証人との連署による念書を別に提出してください。ただし、入居者の死亡の場合は、押印、印鑑証明書及び念書は不要です。					

(裏)

請

書

年 月 日

周防大島町長

様

入居者は、入居中は周防大島町営住宅及び一般住宅条例を堅く遵守し家賃を指定期日までには滞りなく納付いたします。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃等その他債務を負担し、万一入居者が家賃等を滞納した場合は、直ちに入居者に代わり家賃を支払います。

記

住 宅 家 賃	月額	円
住 宅 所 在 地	周防大島町大字	
住 宅 名	住宅	号

入 居 者 現 住 所	〒 周防大島町大字		
入 居 者 氏 名 生 年 月 日		Ⓜ	年 月 日

連 帯 保 証 人 現 住 所	〒	電話番号	
連 帯 保 証 人 氏 名 生 年 月 日		Ⓜ	年 月 日
連 帯 保 証 人 個 人 番 号			
連 帯 保 証 人 職 業		収入	円
連 帯 保 証 人 勤 務 先			

連 帯 保 証 人 現 住 所	〒	電話番号	
連 帯 保 証 人 氏 名 生 年 月 日		Ⓜ	年 月 日
連 帯 保 証 人 個 人 番 号			
連 帯 保 証 人 職 業		収入	円
連 帯 保 証 人 勤 務 先			

* 記入上の注意

- 1 入居者、連帯保証人とも実印を押印し、印鑑証明書をそれぞれ1通添付すること。
- 2 連帯保証人は、原則として周防大島町に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の所得のある人とする。
- 3 連帯保証人が個人番号を記載しない場合は、所得証明書・納税証明書を添付してください。

様式第 17 号 (第11条関係)

(表)

町営住宅等入居承継承認通知書	
	第 年 月 日 号
〔 〕 住宅 第 号 _____ 様	周防大島町長 ㊤
下記のとおり町営住宅等の入居の承継を承認します。	
記	
住 宅 名 ・ 番 号	住 宅 第 号
家 賃	月 額 円
敷 金	円
入居の承継を承認する世帯の人数	人
入 居 権 承 継 許 可 年 月 日	年 月 日
入居権承継許可の条 件	1 周防大島町営住宅及び一般住宅条例、周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守ること。 (例 家賃は、必ず毎月末日までにその月分を支払うこと。) 2 被承継者に属するすべての義務を同時に承継すること。

(裏)

町営住宅等入居承継承認条件の主な内容

町営住宅等（以下「住宅」という。）承継承認条件の主な内容は、次のとおりです。

- 1 承継承認を受けた世帯員以外の者は、入居しないこと。承継承認を受けた世帯員以外の者を同居させようとするときは、別に住宅同居承認申請書を町長に提出し、町長の許可を受けること。
- 2 入居者は、入居者又は承継承認を受けた世帯員に、出生、死亡又は転出の事実があったときは、速やかに世帯員変更届を提出すること。
- 3 承継を承認された者は、承認の日から10日以内に入居すること。
- 4 入居者は、住宅を転貸し、又はその入居の権利を譲渡しないこと。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者は、町長に申請し、町長の許可を受けること。
 - (1) 承継承認を受けた世帯員以外の者を同居させようとするとき。
 - (2) 住宅を15日以上使用しないとき。
 - (3) 住宅の模様替えその他住宅に工作を加える行為をしようとするとき。
 - (4) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用しようとするとき。
 - (5) 住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
 - (6) 住宅の一部を他の者に貸したいとき。
- 6 入居者の責めに帰すべき事由により住宅又は公共施設を消滅し、又は損傷したときは入居者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 7 次の費用は、入居者が負担すること。
 - (1) 障子、ふすま、ガラス、畳等の小修繕（周防大島町営住宅及び一般住宅条例第21条で町長が修繕するものを除く。）に要する費用
 - (2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (3) 給水施設及び汚水処理施設、共同施設の使用及び維持に要する費用
 - (4) 前各号のほか町長の指定する費用
- 8 家賃等は、必ず毎月末日までにその月分を支払わなければならない、滞納しないこと。
- 9 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、承継承認を取り消し、又は住宅の明渡しを請求できること。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃等を3月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅を故意に損傷したとき。
 - (4) 4及び5の(2)～(4)に掲げる周防大島町営住宅及び一般住宅条例に定める許可事項に違反したとき。
 - (5) 入居者の保管義務に違反したとき。
 - (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 10 入居者は、住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の10日前までに、住宅明渡届を町長に提出すること。この場合、模様替え、その他工作物等は、自費で原形に復すること。
なお、住宅明渡届の提出が遅れた場合は提出日の翌日から起算して14日目が退去日となり、その日までの家賃等を納めること。

様

山口県大島郡周防大島町長

年度

町 営 住 宅 等 家 賃 通 知 書

団地	枝	棟

先にあなたから申告（報告）がありました世帯の所得及び世帯の構成から、あなたの収入を次のとおり認定しましたので、周防大島町営住宅及び一般住宅条例第 15 条第 3 項の規定により通知します。

家賃納入通知書及び納付書は 4 月に送付します。

住 宅 名	
-------	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得		認定月額
円	円	円		円
入居者	区分	続柄	所得金額	
			円	家賃 ① 円
			円	近傍同種家賃 ② 円
				負担調整減額 ③ 円
				減免額④ 円

家賃 ①	円
近傍同種家賃 ②	円
負担調整減額 ③	円
減免額④	円

※①は②を超えない

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(①又は②) - ③ - ④ 円 (年 月 より新家賃で徴収開始)
------	---------------------------------------

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から 30 日以内に理由を提示して町長に意見を述べることができます。
この場合は、役場に所定の用紙があります。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、 年 月まで大切に保管してください。

様

山口県大島郡周防大島町長

年度

住宅家賃納入通知書

団地	枝	棟

あなたの家賃及び共益費とその納期限を、次のとおりお知らせします。

各納期限までに家賃及び共益費を納めてください。

口座振替の方は、納期限ごとに依頼された金融機関の口座から自動的に振替納付されます。

万一、金融機関名や口座番号等に誤りがありましたら至急ご連絡ください。

住宅名	
-----	--

下記に記載のある方は口座振替納付です。

家賃

金融機関		
口座種別		口座番号
口座名義人		

共益費

金融機関		
口座種別		口座番号
口座名義人		

徴収月	納期限	家賃額	共益費

- この家賃納入通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、 年 月まで大切に保管してください。

様式第20号（第14条関係）

町営住宅等収入再認定申請書

年 月 日

周防大島町長 様

〔 〕 住宅 第 号

入居者氏名 _____ 印

年 月 日付け 第 号による家賃等通知書に定める収入認定額について、周防大島町営住宅及び一般住宅条例第15条の規定に基づき、再認定を申請します。

変更のあった者の氏名 ----- 個人番号	続柄	年間所得金額 円	申 請 の 事 由											特記事項			
			退職	転職	死亡	同居者 増加	転職	諸 特定	控 老人	除 普通 障害	該 特別 障害	当 老年者	欄 寡婦		寡夫		

（注）申出の事由別該当欄に○印をしてください。また、個人番号を記載しない場合は、所得に関する書類を添付してください。

様式第21号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

周防大島町長

㊟

年度家賃等変更通知書

住宅番号		

あなたの所得再認定について、周防大島町営住宅及び一般住宅条例第15条第4項の規定に基づき、家賃等を変更通知します。

住宅名	
-----	--

所得金額合計	控除金額合計	控除後の所得	認定月額
円	円	円	円
入居者	続柄	所得金額	

家賃 ①	円
近傍同種家賃 ②	円
負担調整減額 ③	円
減免額 ④	円

月額家賃	(①又は②) - ③ - ④ (新家賃で徴収開始時期 年 月 日より開始)	円
------	--	---

1 この家賃等変更通知書は、家賃等の証明書に代るものですから、年 月まで大切に保管してください。

様式第21号-1 (第14条関係)

第 号
年 月 日

様

周防大島町長

㊟

年度家賃変更納入通知書

住宅番号		

あなたの家賃が変更となりましたので、その納期限を、次のとおりお知らせします。
各納期限までに家賃及び共益費を納めてください。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

月 別	納 期 限	家 賃 額	共 益 費

- 1 この家賃変更納入通知書は、家賃等の証明書に代るものですから 年 月まで大切に保管してください。
- 2 金融機関の口座振替で納入されている方は、年 月から引き落とさせていただきます。ただし、さかのぼって納入していただく差額のある方は、同封の納付書で差額をお支払いください。

様式第22号(第16条関係)

町営住宅等敷金預り証

年 月 日

様

周防大島町長



町営住宅等入居に伴う敷金として、下記金額を預かりました。

記

敷 金	円(当該住宅家賃の3か月分)
備 考	住 宅 号

この敷金は、住宅を退去する際に預り証と引換えにお支払いいたしますので、本証は大切に保管してください。

なお、退去の際、入居者の責任において修理すべきもの及び滞納家賃がある場合には、この敷金を充当します。

様式第22号-1 (第16条関係)

敷金控除明細書

年 月 日

[] 住宅 第 号
 _____ 様

周防大島町長 ㊟

あなたよりお預かりしています周防大島町営住宅等の敷金については、下記明細書のとおりです。

記

敷	金	円 (家賃の 箇月額)
控 除 額	家賃等	円 (年 月分～ 年 月分)
	損害賠償金	円 (内訳)
還付額 (残金)		円

様式第23号（第18条関係）

町営住宅等不使用届

年 月 日

周防大島町長 様

[] 住宅 第 号

入居者氏名 _____ ㊤

下記のとおり、世帯全員が15日以上不在になりますので、届け出ます。

記

不在期間	年 月 日から 年 月 日まで
不在中の連絡先	〒 _____ 電話 () - _____
理由	

- 備考1 不在理由を証する書類等を添えてください。
2 「不在中の連絡先」には、電話番号を記入してください。
3 近隣の居住者などに連絡し、不在中に事故が起こらないよう十分注意してください。

様式第24号（第19条関係）

町営住宅等用途変更承認申請書

年 月 日

周防大島町長 様

[] 住宅 第 号

入居者氏名 _____ ㊟

下記のとおり住宅の用途を一部変更したいので、申請します。

なお、許可の上は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例、周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守り、近隣居住者に迷惑を及ぼす行為を行わないようにするとともに、これについて周防大島町から原形回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自費をもって原形に復することを誓約します。

記

用 途	あんま・はり・きゅう・その他（ ）		
現使用住宅の構造等	構造	造・面積 室（ 畳 畳 畳）	m ² 畳 畳
用途を変更する部分			
用途変更の理由			
同意欄	第 号入居者	㊟	第 号入居者 ㊟
	第 号入居者	㊟	第 号入居者 ㊟

備考1 同意欄には、住宅用途一部変更の結果影響のある住宅の入居者の署名及び押印が必要です。

- 2 用途変更部分を示した設計図書を添えてください。
- 3 この申請書及び添付図書は、2部ずつ提出してください。

様式第26号（第20条関係）

町営住宅等模様替（増築）承認申請書

年 月 日

周防大島町長 様

[] 住宅 第 号

入居者氏名 _____ ㊟

下記のとおり、住宅の模様替え（増築）をしたいので、別紙設計図書を添えて申請します。
 なお、これについて周防大島町から原形回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には直ちに無条件で、かつ、自費をもって原形に復することを誓約します。

記

模 様 替 え		
増 築 部 分		
目 的 又 は 理 由		
工 事 期 間		
同 意 欄	第 号入居者 _____ ㊟	第 号入居者 _____ ㊟
	第 号入居者 _____ ㊟	第 号入居者 _____ ㊟

- 備考1 上記の「住宅模様替え・増築」のうち不要部分を消してください。
 2 同意欄には、模様替え又は増築の結果影響を受ける住宅の入居者の署名及び押印を得てください。
 3 この申請書及び添付設計図書は、1部ずつ提出してください。

様式第27号（第20条関係）

町営住宅等模様替（増築）承認通知書

第 年 月 日 号

[] 住宅 第 号
様

周防大島町長 ㊟

住宅模様替え（増築）を下記の条件により承認します。

記

模様替え部分	
模様替え検査日	年 月 日
模様替え承認条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請書及びこれに添付した設計図書記載のとおり実施すること。2 周防大島町営住宅等の管理の必要上原形回復を命令する場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自費をもって原形に復すること。3 周防大島町営住宅及び一般住宅条例、周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守ること。

様

山口県大島郡周防大島町長

年度

町営住宅等収入超過者認定通知書

団地	枝	棟

先にあなたから申告（報告）がありました世帯の所得及び世帯の構成から、あなたの収入を次のとおり認定するとともに、収入が公営住宅法施行令第 8 条を超えていますのであなたを収入超過者として認定します。

また、認定した収入に基づき、あなたの毎月の家賃を次のとおり決定しましたのでお知らせします。ついで、町営住宅を明け渡すよう努められることをお願いします。

家賃納入通知書及び納付書は 4 月に送付します。

住 宅 名	
-------	--

合計所得金額	合計控除金額		控除後の所得	認定月額
円	円		円	円
入居者	区分	続柄	所得金額	
			円	家賃 ① 円
			円	近傍同種家賃 ② 円
				設定された率 ③
				収入超過者家賃④ 円
				負担調整減額 ⑤ 円
				減免額⑥ 円
				※①④は②を超えない
				④=①+ (②-①) ×③

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(④又は②) - ⑤ - ⑥ 円 (年 月 より新家賃で徴収開始)
------	---------------------------------------

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から 30 日以内に理由を提示して町長に意見を述べることができます。
この場合は、役場に所定の用紙があります。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、 年 月まで大切に保管してください。

様式第 29 号 (第 21 条関係)

第 号

年 月 日

様

山口県大島郡周防大島町長

年度

町営住宅等高額所得者認定通知書

団地	枝	棟

先にあなたから申告（報告）がありました世帯の所得及び世帯の構成から、あなたの収入を次のとおり認定するとともに、収入が公営住宅法施行令第 9 条の基準を 2 年続けて超えていますので、あなたを高額所得者として認定します。

また、認定した収入に基づき、あなたの毎月の家賃は次のとおり決定しましたのでお知らせします。ついで、町営住宅を明け渡すようお願いします。家賃納入通知書及び納付書は 4 月に送付します。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得		認定月額
円	円	円		円
入居者	区分	続柄	所得金額	
			円	家賃 ① 円
			円	近傍同種家賃 ② 円
				負担調整減額 ③ 円
				減免額④ 円

※①は②を超えない

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(①又は②) - ③ - ④ 円 (年 月 より新家賃で徴収開始)
------	---------------------------------------

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から 30 日以内に理由を提示して町長に意見を述べることができます。
この場合は、役場に所定の用紙があります。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、 年 月まで大切に保管してください。

様式第30号（第22条関係）

町 営 住 宅 等 明 渡 届

年 月 日

周防大島町長 様

[] 住 宅 第 号

入居者氏名 _____ ㊞

私は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例第40条の規定により、下記の理由で住宅を明け渡しますのでお届けします。

記

明 渡 し 理 由	
明 渡 し 住 宅	住 宅 第 号
明 渡 し 予 定 日 年 月 日	平 成 年 月 日 (時 頃)
そ の 他	

様式第31号（第23条関係）

町営住宅明渡請求通知書

年 月 日

[] 住宅 第 号

入居者 様

周防大島町長



周防大島町営住宅及び一般住宅条例第41条の規定により、下記の理由で住宅の明け渡しを請求いたします。

記

明 渡 し 理 由	
明 渡 し 住 宅	
明 渡 し 年 月 日	年 月 日 (時 頃)
そ の 他	

※ 周防大島町営住宅及び一般住宅条例第41条第4項の規定により明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の家賃を納付して下さい。

様式第32号(第24条関係)

第 号	割 印
住 宅 検 査 員 証	
割 印	職 氏 名
	年 月 日生
上記の者は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例第55条の規定に基づく住宅検査員であることを証明します。	
年 月 日	
周防大島町長	

↑

周防大島町営住宅及び一般住宅条例(抜粋)

5
・
5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

↓

8センチメートル

様式第33号(第25条関係)

町営住宅等敷地目的外使用許可申請書

年 月 日

周防大島町長 様

周防大島町 住宅 第 号

入居者氏名 印

下記のとおり、住宅の敷地を目的外に使用したいので、周防大島町営住宅及び一般住宅条例第56条、周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則第25条に基づき申請します。

なお、許可の上は周防大島町営住宅及び一般住宅条例、周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守り、近隣居住者に迷惑をおよぼす行為を行わないようにするとともに、これについて周防大島町から原形回復の命令があった場合又は住宅を退去する場合には直ちに無条件で、かつ、自費をもって原形に復することを誓約します。

記

敷地目的外使用用途		
敷地目的外使用場所		
敷地目的外使用物件		
目的外使用の期間		
同 意 欄	第 号入居者 印	第 号入居者 印
	第 号入居者 印	第 号入居者 印

備考1 同意欄には、模様替の結果影響を受ける住宅の入居者の署名及び押印を得てください。

2 敷地の目的外使用を示した図書を添えてください。

様式第34号(第25条関係)

町営住宅等敷地目的外使用許可通知書

年 月 日

周防大島町 住宅 第 号
様

周防大島町長



下記のとおり、町営住宅等敷地の目的外使用を許可します。

記

敷地目的外使用用途	
敷地目的外使用場所	
敷地目的外使用物件	
目的外使用の期間	
条 件	<ol style="list-style-type: none">1 許可をした用途以外に変更しないこと。2 住宅の敷地内に工作物を設置しようとするときは、「町営住宅等模様替(増築)承認申請書」を提出すること。3 町営住宅等の管理の必要上、この許可が取り消された場合は、直ちに用途の使用を停止すること。4 3による取り消しの結果生じた損害については、周防大島町は、その責任を負わない。